

### Ⅲ.5 堆積物の除去・除染及び解体撤去時における 環境保全対策ガイドライン

#### 第1 ガイドラインの位置付け

1. 堆積物の除去・除染及び解体撤去時における環境保全対策ガイドラインは、豊島中間保管・梱包施設等の撤去対象範囲の撤去等における環境保全対策を定めたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ.5-1 堆積物の除去・除染及び解体撤去時における環境保全対策マニュアル」が整備され、周辺環境への影響を防止するための措置が図られるものとする。

#### [解説]

周辺環境の保全を図るため、豊島中間保管・梱包施設等の撤去対象範囲の堆積物の除去・除染及び解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響を防止するための措置を講ずる必要がある。

本ガイドラインは、堆積物の除去・除染及び解体撤去の作業における環境保全対策を実施するための技術的指針等を取りまとめたものである。

なお、解体を実施する建築構造物にはアスベストは使用されていないが、一般的な建築構造物の解体時における有害物質等（空調用冷媒フロン等）への対応については、「Ⅲ.4 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別・処理ガイドライン」に別途定めてある。

#### 第2 ガイドラインの概要

1. 撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための基本的な措置を示すものとする。

#### [解説]

労働安全衛生規則及び要綱に、解体作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するための措置が規定されていることから、これらに騒音・悪臭・振動対策を加えて取りまとめたものである。

### 第3 環境保全対策の概要

#### 1. 排気対策

作業場内のダイオキシン類等に汚染された空気及び粉じん等については、作業場内を負圧に保つとともに密閉養生し、活性炭フィルター等による排気処理により適切な対応を行った上で、大気に排出する。

#### 2. 排水対策

除染等の作業により生じるダイオキシン類等により汚染された排水は、関係法令で定める排出水の基準を満たすことが可能な排水処理施設で処理した後、外部放流等を実施する。

また、排水処理に伴い発生した汚泥等は、中間処理施設での処理又は特別管理廃棄物の判定基準に準じて適正な処理委託を行う。

#### 3. 騒音対策

撤去等の作業中には、扉・シャッター等を閉じるあるいは仮設の囲いを設ける等の騒音対策を行う。

#### 4. 振動対策

振動の発生が大きい機材を使用する場合は、必要に応じて対策を行う。

#### 5. 悪臭対策

1. に定める排気対策の実施により対策を行う。

#### 6. 廃棄物等の対策

撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等は、「Ⅲ.3 除染等廃棄物の処理ガイドライン」及び「Ⅲ.4 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別確認と払出し・処理委託ガイドライン」に従って対応する。

また、撤去等の作業時に発生した二次廃棄物は、周辺環境に配慮した隔離・保管を実施し、適正な処理委託を行う。

#### [解説]

豊島中間保管・梱包施設等の撤去対象範囲の堆積物の除去・除染及び解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響を防止するため、環境保全対策を実施するものとする。

また、重機等には排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型のものを使用することを原則とする。

廃棄物等の処理に関しては、「Ⅲ.3 除染等廃棄物の処理ガイドライン」及び「Ⅲ.4 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別確認と払出し・処理委託ガイドライン」に従う。

また、撤去等の作業時に発生した二次廃棄物は、飛散防止措置等を講じたうえで処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管し、適正な処理委託を行う。